

犬山市民農園の設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、犬山市民農園の設置及び管理に関する条例（平成22年条例第24号。以下「条例」という。）第15条の規定に基づき、犬山市民農園（以下「市民農園」という。）の管理及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(使用期間)

第2条 市民農園の使用期間は、原則として4月1日から翌年3月31日までとする。

2 前項の使用期間を超えて市民農園を使用しようとする者は、その旨を市長に申し出、更新の許可を受けなければならない。この場合において、市長は、4回までを限り、この申し出を許可することができる。

(使用区画)

第3条 市民農園の使用区画は、1世帯につき1区画とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、2区画とすることができる。

(募集の方法)

第4条 条例第4条第2項に規定する公募の方法は、市の広報、ホームページ等によるものとする。

(使用許可の申請)

第5条 条例第4条第1項の規定により許可を受けようとする者は、犬山市民農園使用許可申請書（様式第1）を市長に提出しなければならない。

2 第2条第2項の許可を受けようとする者は、2月末日までに犬山市民農園使用許可更新申請書（様式第2）を市長に提出しなければならない。

(使用の許可等)

第6条 市長は、前条第1項の申請書を提出した者（以下「申請者」という。）のうちから市民農園を使用することができる者（以下「使

用者」という。)を決定するものとする。

- 2 市長は、申請者の数が第4条の募集数を上回る場合は、使用者を抽選により決定するものとする。
- 3 前項の場合において、市長は、使用者に選ばれなかった者に補欠順位を定めて決定するものとする。
- 4 市長は、使用者が次条に定める使用許可の取消しを申し出たとき又は条例第7条の規定により使用の許可を取り消したときは、補欠順位により使用者を決定するものとする。
- 5 市長は、前各項の規定により使用の許可を決定したときは、犬山市民農園使用許可決定通知書(様式第3)により申請者に通知するものとする。

(使用許可の取消し)

第7条 使用者は、犬山市民農園使用許可取消申請書(様式第4)により、市長に使用許可の取消しを申し出ることができる。

- 2 市長は、前項の申し出又は条例第7条の規定により使用の許可を取り消したときは、犬山市民農園使用許可取消決定通知書(様式第5)により使用者に通知するものとする。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、市民農園の管理及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。